

◆一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	担当員の職務	担当員の職務	担当員の職務	主任の職務	主査・主任の職務	主査・主任の職務	主幹の職務	次長・主幹の職務	部長・次長の職務	
職員数	4 ^人	4 ^人	29 ^人	54 ^人	22 ^人	84 ^人	30 ^人	40 ^人	9 ^人	276 ^人
構成比	1.4 [%]	1.4 [%]	10.5 [%]	19.6 [%]	8.0 [%]	30.4 [%]	10.9 [%]	14.5 [%]	3.3 [%]	100.0 [%]

◆職員の任免及び職員数に関する状況（平成18年4月1日現在）

	各年4月1日の職員数	年度中の新規採用者	年度中の退職者
平成13年度	567 ^人	10 ^人	24 ^人
平成14年度	554 ^人	11 ^人	19 ^人
平成15年度	549 ^人	14 ^人	23 ^人
平成16年度	532 ^人	6 ^人	24 ^人
平成17年度	514 ^人	6 ^人	19 ^人
平成18年度	504 ^人	9 ^人	

◆職員の分限処分等の状況

平成17年度の職員の分限処分等の状況は次のとおりです。

なお、市は、懲戒処分に至らない訓告、嚴重注意についても『懲戒処分等の公表基準』に基づいて公表しています。

ここに掲載したものは、この基準により報道機関やホームページですでに公表したものを集約しています。（分限処分）

分限処分の内容	事由	該当職員数	処分の根拠法など
休職	心身の故障のため、長期の休養を要する	1人	地方公務員法第28条第2項第1号

（その他の処分）

処分の種類	処分事案数	人数	処分の根拠法等
嚴重注意	1件	5人	職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する基準

◆職員の研修、勤務成績の評定の状況

●職員の研修の状況について

平成17年度に職員が受講した研修内容、受講者数（延べ人数）は次のとおりです。

研修区分	基本研修	専門研修	特別研修	政策形成能力研修	派遣研修	自主研修	計
受講者数	82 ^人	98 ^人	206 ^人	15 ^人	36 ^人	67 ^人	504 ^人

●勤務成績の評定の状況について

市は、年1回、管理職（部長職、次長職、主幹職）を対象にその能力や業績について評価を行い、勤勉手当の成績率として反映しています。

平成17年度の評定状況は、次のとおりです。

評価区分	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	計
職員数	0 ^人	12 ^人	68 ^人	7 ^人	0 ^人	87 ^人

◆職員の勤務時間やそのほかの勤務条件の状況

- 勤務時間 月曜日から金曜日までの9時から17時30分（勤務時間が変則の勤務者は、1日につき7時間45分となるような割り振り）
- 休憩時間 12時15分から13時まで
- 休日など 土・日曜日、祝日法による休日、年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）
- 休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇（給与減額あり）

◆職員の福祉、利益の保護の状況

●職員の福祉の状況について

（平成17年度の健康診断受診状況）

健康診断の種類	対象者数	受診者数
人間ドッグ	387 ^人	384 ^人
定期健康診断	116 ^人	115 ^人

（平成17年度の公務災害補償制度の適用状況）

適用件数
1 ^件

●利益の保護の状況について

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市から適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

また、懲戒などの処分を受けた職員は、公平委員会に行政不服審査法による不服申し立てをすることができます。

平成17年度は、職員からこのような措置要求や不服申し立てはありませんでした。

◆職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務に専念すること（サービスの根本基準）が義務付けられており、このほかに『法令等及び上司の職務上の命令に従う義務』『信用失墜行為の禁止』『秘密を守る義務』『政治的行為の制限』『争議行為等の禁止』『営利企業等の従事制限』などが課せられています。

このサービス規程に違反した場合は、懲戒処分の対象となるほか、状況によっては刑罰の対象になる場合があります。

市は、交通事故防止や選挙時のサービス規律の遵守など、機会のあるごとに職員に周知しています。